

[事案 28-337] 契約者貸付利息免除請求

・平成 29 年 12 月 22 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約者貸付について、募集人から返さなくてもよいなどの偽りの説明を受けたことや金利に関する説明がなかったこと等を理由に、金利の支払免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 4 月に契約した終身保険について、平成 4 年 5 月に契約者貸付を受けたが、以下等の理由により、貸付利息を免除してほしい。

- (1) 本貸付は配偶者が無断で行ったものであり、募集人が、約款に違反して、自分に貸付契約書の署名・捺印をさせなかった。
- (2) 募集人が、貸付金を返さなくてよいと虚偽の説明をした。
- (3) 募集人が、本貸付後、貸付金のことや、その金利が複利であることを自分に知らせなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 貸付申込書の捺印は届出印であり、保険証券の提示を受けている。また、貸付金は申立人名義の口座に振り込まれている。
- (2) 募集人が、貸付金を返さなくてよいと説明したことはない。
- (3) 本貸付後、書面により本貸付について案内していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本貸付申込時の事情を確認するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

なお、募集人については、退職済であること、大病を患っているため外出が難しいこと等から、事情聴取を実施することはできなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、いずれの点でも対立する当事者の各主張について判断するには、募集人等の証人尋問を経て、慎重に事実関係を確認すべきであるが、当審査会はこのような手続を持たないため、本件は裁判所における訴訟手続によることが適当と判断し、裁定手続を打ち切ることとした。